

生活支援給付金のご案内

子育て世帯生活支援特別給付金

問 町民生活課福祉係 内線2118

支給対象者

下記①②の両方に該当する方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額 対象児童1人につき5万円

支給手続き

■令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
給付金の申請は不要です。児童手当、特別児童扶養手当支給口座に振り込みます。

■上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに窓口へ直接、または郵送でご提出ください。申請書は、役場町民生活課に受け取りに来ていただくか、鬼北町ホームページからダウンロードしてください。

申請窓口 町民生活課福祉係 日吉支所

申請期間 7月1日(木)～令和4年2月28日(月)

鬼北町生活福祉給付金

問 町民生活課福祉係 内線2173

支給対象者

令和3年6月1日時点で鬼北町に住民登録がある方で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方。（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等（※）や生活保護を受けている方などは対象外です。）

※扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族（16歳未満の年少者を含む）、青色申告専従者および事業専従者です。

支給額 支給対象者1人につき2万円

また、障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）を保持されている方は、1万円加算されます。

支給手続き

申請書に必要事項を記入し、申請手続きをしてください。支給対象者になる方については、既に申請書を郵送しています。返信用封筒を同封していますので、ご利用ください。なお、支給対象者に該当しているにも関わらず、申請書が届かない場合はお問い合わせください。

申請窓口 町民生活課福祉係 日吉支所

申請期間 6月28日(月)～9月30日(木)